

經濟論叢

第三十三卷 第一號

- 迂回生産における資本構成……………岸本誠二郎 1
- 東亜におけるメキシコドルをめぐる
角逐とその本質……………小野一一郎 18
- 寡占と生産規模……………山田保 45
- 中国の東南アジア進出について……………伊藤幸一 60
-

昭和三十四年一月

京都大學經濟學會

東亞におけるメキシコドルを

めぐる角逐とその本質

小野 一一郎

さきには、「日本におけるメキシコドルの流入とその功罪」なる小論のはじめに、東亞における国際的通貨としてのメキシコドル（ここにメキシコドルとは、主としてメキシコにおいて鑄造されたスペインドルならびに独立後のメキシコドルを含めての意味である）のもつ意義およびそれが東亞における国際的通貨としての役割を長期間にわたって保持することのできた原因についてふれた。（経済論叢八一卷三頁）ところで、このメキシコドルをめぐる、一八七〇年代以降、東亞における最初の国際的通貨闘争——角逐が展開される。

この角逐は実にその後二〇世紀の初頭にいたるまで継続して行われ、東亞における金為替本位制の導入によってその終焉を与えられるのである。いわばこの通貨闘争（それはのちにのべるように、メキシコドル系銀貨の導入という形をとって行われる）は東亞における金為替本位制施行の序曲——前史をなしている。

私はこの通貨闘争の意義を把握することが、東亞における金為替本位制への移行の本質を理解する上で、極めて重要な意味をもつと思う。付言すれば、この通貨戦の評価如何が東亜の金為替本位制施行の意義の全評価に関連し、それなくしては金為替本位制への移行の意味、同時に、国際通貨体制における東亜の特質の把握そのものも十全た

りえないほどの内容をめづっていると思ふのである。

ところが、この重要な意義をもち、かつわが国もまたこれに参加した通貨闘争の意義を、東亜における金為替本位制との関連において評価したものは、少くとも、私の知るかぎり、故鬼頭仁三郎教授の遺稿「東亜における墨西哥弗の終焉」(一九四四年・未発表論文)における若干の言及以外にはみあたらない。

それゆえ、私は以下において、まずこの通貨闘争の史的過程を概括し、つぎに、この通貨戦についての鬼頭教授の評価の検討を通して、この通貨戦の意義を究明、再評価したいと思ふ。

(1) この通貨戦の史的過程にふれた文献としては、私の知るかぎり、A. P. Andrew, "The End of the Mexican Dollar", *Quarterly Journal of Economics*, May, 1904. が、最も系統的であり、かつそれ以後この通貨闘争にふれた文献もほとんどこれに依拠していると思われる。たとえば E. Kann の *The Currency of China*, 1926. 宮下忠雄訳(ただし邦訳は三版による)における記述も、カーン自身はことわっていないが、大部分これに依拠している。鬼頭教授はこの史的過程の叙述を日本の場合を除き、主として *Report on the Introduction of the Gold Exchange Standard into China, the Philippine Islands, Panama, and other Silver-using Countries and on the Stability of Exchange*, Wash. 1904. pp. 470-490. に依拠して行われているが、この部分は前記アンドリューの論文の再録された部分である。本稿における私の叙述もこれらに負うところ少くないが、ただ以上の文献がその論題の示すとおり力点がメキシコドルの終焉におかれているという点によつて、この通貨戦の発展段階・闘争形態の変化が明確に示されていないというらみがある。したがつてここではこの点を明確にするため、私なりの整理・補強を試みたつもりである。

一、通貨闘争の過程

すでにのべたようにメキシコドル(スペインドル)旧メキシコドル・メキシコドル)は東亜における国際的通貨として

の役割を一六世紀の後半以後二〇世紀の初頭にいたる数世紀の長期にわたって保持し、(前掲拙稿)南はシンガポールから北はウラジオオストックにわたる全東亜の地域に広く流通したのであるが、このような東亜における国際的通貨としてのメキシコドルに対する挑戦、つまりメキシコドルをめぐる国際通貨戦の序曲をなしたのはイギリスであった。イギリスの東インド会社による、海峽植民地にインドルピーを導入しようとする試みは、すでに一八世紀末よりみられるのであるが、一八三五年マドラスルピーによるインド幣制統一以後、この傾向は一層強化されるにいたった。一八三五年法律第一七号によって、インドルピーはプリンス・オブ・ウェールズ島、シンガポール、マラッカの法貨とされ、つづいて一八五四年には海峽植民地の一般的流通に強制的に流通せしめんとする措置がとられ、さらに一八六二年にはルピーを海峽植民地全体の法貨とする法律が制定され、政府財政をルピー建とするなど一連のルピー流通策がとられるのであるが、海峽植民地の一般取引は依然としてドル建で行われ、メキシコドルの支配的地位を変えることはできなかった。(R. Chalmers, *A History of Currency in the British Colonies*, 1893, pp. 382-383.)

当時海峽植民地は東インド会社の支配に属していたが、一八六七年イギリス本国に直属することになり、通貨についても遂にルピーの導入を断念し、同年四月一日、インドルピーを法貨とする一さいの法律を廃止し、香港のイギリス造幣局で鑄造した香港ドル、スペインドル、メキシコドル、ペルー、ポリビアドルその他今後政府の指定する銀ドルを法貨とすることになった。(ibid. p. 386.)

イギリスによるいまひとつの挑戦は一八四四年(ピール条令成立の年)一月本国補助銀貨の香港導入である。イギリス政府は一八四一年の香港領有後三年を経たこの年、イギリスの法貨をもって、香港の法貨たらしめることを布告するとともに、實際上、本国の補助銀貨を名目の本位貨幣として導入し、それが短時日の間に、香港におい

て、外国貨幣つまりドル貨に代るべきことを期待したのである。イギリスが本国補助銀貨を植民地に導入し、本国貨幣組織の拡大をはかろうとする組織的計画は、すでに一八二五年以来試みられたところであったが、香港におけるこの試みも、その延長線上に位置するものであった。(ibid., pp. 372-373, A. P. Andrew, *op. cit.*, p. 337.) しかし、海峽植民地におけると同様に、香港においてもこの試みは失敗に終わった。³⁾ 事実イギリス当局の期待に反し、補助銀貨は、中国人の間で、ただその重量によって授受される以外はほとんど流通せず、つまり補助銀貨の名目価値によって流通せず、メキシコドルの支配的地位はこのような法的規制によって排除されることはなかった。その結果一八六三年一月にはメキシコドルおよびそれと同価値の銀貨は法貨として公認されることとなった。(Chalmers, *op. cit.*, p. 376.)

(1) メキシコドルの流通領域は東亜のみならず、南米西アメリカ、西インド諸島においても支配的流通を示すものであった。(Andrew, *op. cit.*, p. 321.) またそれはヨーロッパにおいても流通し、イギリスにおいてさえ、かつて短期間ではあったがスペインドルが流通した。一八〇四年に所謂銀行制限条令の下でのイングランド銀行券の増発によって銀貨が流通から排除されたとき、イングランド銀行は政府の許可をえて巨額のスペインドルを再刻印して市場に放出した。それは個人間では法貨たる資格は与えられなかったが、しかし銀行はそれが発行されたときの相場で受けとらねばならなかったといわれる。(Lord Liver-pool, *A Treatise on the Coins of the Realm*, 1805, chap. XXV, pp. 193-194. 但し Andrew, *op. cit.*, pp. 336-337. 註③)

② 要約による)

(2) このルビー銀貨をもってする幣制統一も開港場におけるスペインドルの流通によって非常な困難をともなうたといわれる。
(3) このことは北アメリカにおける英国植民地たとえばカナダ、ニューファウンドランドにおいても同様である。一般にメキシコドルの流通する植民地においてイギリスの企図は完全に失敗に終わった。(Andrew, *ibid.*, pp. 336-337.)

海峽植民地、香港における失敗にかんがみ、新しい計画がたてられることになった。それは現に使用されている

貨幣単位を変更することなくして、イギリスの通貨を極東植民地において創設する試みである。

一八六四年、イギリスは香港に造幣局を設置し、形状、重量ともにメキシコドル同様のイギリスドル（香港ドル（Hong Kong Dollar）を製造することをきめ、このことは一八六六年に実施されるにいたった。（Chalmers, *op. cit.*, pp. 375-376.）

このメキシコドルを模型とする香港ドルの鑄造によつて、メキシコドルを駆逐、それに代替せしめようとする試みは、すでにのべた海峽植民地における一八六七年の政策転換——法貨変更と表裏の関係に立つものであるが、それはまたメキシコドルをめぐる通貨闘争の序曲の終了、第二段階への移行、つまり本稿の主たる対象たる、通貨闘争の本格的開始の発端を意味する点で劃期的な意義をもっているのである。⁴⁾そしてまたこのメキシコドルと同等の銀貨鑄造という形式こそ、その後におけるメキシコドルをめぐる通貨職上の闘争手段の原型を与えるものであった点においても極めて重要な意味をもっているといえるのである。

一八六六年五月鑄造を開始されたこのメキシコドル模造の香港ドルは、重量四一六グレイン、品位千分の九〇〇、したがつて純量三七四・四グレインであり、標準的なメキシコドル（重量四一七・1517グレイン、品位九〇二・79、純量三七七・14グレイン——ただし鑄貨に表記（刻）された品位は九〇二・七となっている）に比べて、純量において約三グレイン少ないものであったが、当時、実際に市場で流通しているメキシコドルと全く同一のものであったといわれる。（Chalmers, *ibid.*, p. 376.）しかるに中国人はこの新しいドルを一パーセントの割引なしには受取らず、⁵⁾かつこの香港ドルの鑄造手数料が二パーセントであったことによつて、当局の香港ドルに寄せた大きな期待は失敗に終り、造幣局は開始後二年にして閉鎖され、この造幣機械は日本に譲渡されることになった。⁶⁾（Chalmers, *ibid.*, p. 376.）

その後香港や海峽植民地において民間側からイギリスドルの鑄造が幾度か希望されたが、当局はメキシコドルと対抗しうる程安価なコストで貨幣供給を行えないことを理由として、これに応じようとはしなかった。(Andrew, *op. cit.*, p. 339.)

(4) この試みの企図がもっとも直接的には自國鑄貨による中國市場の貨幣的支配におかれていたことについては、中山大學學報(社会科学版)第三卷、一九五七年、所收譚彼岸「中國近代貨幣的變動」同書二〇三ページ参照。つまりそれは従来のメキシコドルという他國通貨の入手・使用を媒介とした對中國取引から自國鑄貨による直接的取引へ支配への企圖を包蔵する。

(5) アンドリューは香港ドルが中國人によつて割引された原因として第一に香港ドルが標準メキシコドルより三グレイン少なく、第二にそれが中國人にとつて新奇な意匠をもつていたことをあげている。(Andrew, *op. cit.*, p. 338.) しかしチャルマースの研究にあるように、この香港ドルは造幣局閉鎖後二、三年後にはメキシコドルと平価で受取られたのであるから、アンドリューのあげた第一の原因は薄弱である。カーンも極東における實際の流通メキシコドルの平均重量は四一六・五グレイン、純量三七四グレインであるとのべている。(E. Kann, *op. cit.*, p. 313. 邦訳二六六ページ) 同量・同位であつても割引に附されることはスペインドル(旧メキシコドル)から新メキシコドルへの轉換の際にも見られたことである。(E. Kann, *op. cit.*, p. 311. *cf. seq.* 邦訳二二二ページ以下)

(6) チャルマースもアンドリューも、日本における後述の香港ドル同位銀圓の鑄造がこの香港造幣局から譲渡された機械によつて行われたとしているが、實際はこの輸入機械は火災によつて大部分焼失し、のちにイギリスよりの機械再輸入によつてはじめて行われたのである。(造幣局沿革誌、大正一〇年、五ページ)

香港ドルの失敗、停止(閉鎖まで二年間に鑄造された香港ドルは約二百萬ドルにすぎなかった)のあと、この通貨戦線に登場するのは日本とアメリカである。両者の場合そのもつ意味は全く異なるのであるが、それはのちの考察(第二節)にゆだねることとし、まず、事實についての敘述を進めることにしたい。時期的にいつて、先きに日本が登場するのであるが、ここでは便宜上アメリカの動向からはじめたい。

というのは、アメリカのメキシコドルに対する挑戦手段は、さきのイギリスの最終形式（それは最後に各国に採用される原型をなすものであることはすでにふれた）の変種⁹新型を導入することによってメキシコドルをめぐる通貨戦の内容をより豊富にしてくれたからであり、また日本、フランスもまた一時的にこの形式にならったからでもある。

アメリカにおいて、メキシコドル（スペインドル・メキシコドル）は古くから法貨たる地位を占めていた。一七九二年四月の鑄貨法によって、造幣局を設立し、当時流通したスペインドルに倣って自らの鑄貨制度を樹立しようとした政府の企図にもかかわらず、アメリカドルは発行するにしたがって国外に流出するのみであつて、メキシコドルの支配をかえることはできなかった。このため、アメリカドル貨の鑄造は造幣局の開設された一七九三年から一八五七年にいたる六〇年間に銀貨の発行高約二六七万ドル平均一年僅かに四万一千ドルに過ぎなかった。（この間一八〇六年から一八三六年の鑄造再開までの三〇年間、造幣局はドル貨の鑄造を停止していた）しかし、一八五七年二月になって、遂にメキシコドルは法貨としての性格を奪われ、アメリカドルに改鑄されることになった。⁸⁾ (Andrew, *op. cit.*, pp. 326-328.) 一八七三年二月アメリカはドイツの金本位制施行の決定（一八七一年一月、実施は一八七三年七月）に刺戟され、新銀貨の鑄造を停止し、標準重量二五・八グレインの一ドル金貨をもつて価値の単位 (unit of Value) とすることをきめ、ここに所謂跛行本位制に転化することになった。(J. L. Laughlin, *The History of Bimetallism in the United States*, 1892, p. 102.) しかし一方においてすでに一八六〇年代メキシコにつく銀資源を開発したアメリカは、⁹⁾ これら産銀の市場を極東において確保し、もつて銀貨の自由鑄造禁止によって打撃をうけるべき銀鉱所有者を保護するため、東亞市場向けの貿易ドル (Trade Dollar) の自由鑄造を許可し、これによって、東亞の支配的國際通貨たるメキシコドルの地位に代らしめようとしたのである。当時メキシコドルに対する海外の需要は非常に大き

かつたので、それは引つづき打歩を有しており、(Laughlin, *op. cit.*, p. 103.) またメキシコ政府はメキシコドルの輸出に八パーセントの税を課していたから、自由に輸出され(無税で)、かつメキシコドルに比べて、鑄造が正確であり、地金価値において一層すぐれているこの貿易ドルは東亜における現実の需要に適應し、メキシコドルに取って代ることができると信じられた。この貿易ドルは重量四二〇グレイン、品位九〇〇、純量三七八グレインで標準メキシコドルに比べ、四分の三グレイン重いものであった。これは従来のアメリカドルが純量三七一・二五グレインでメキシコドルに比べて、その内容が劣っているために、中国において歓迎されなかつたからであるが、また一つにはこの貿易ドルは当時の金銀比価からしてその金価格は一ドル四セント以上の価値をもち、従つて、国内流通に入つて、さきによつた跛行本位制をおびやかす恐れがないと考えられたためでもあった。(Andrew, *op. cit.*, p. 329.)

この新しい貿易ドルは期待通り、直ちに、東亜市場に流通し、香港、海峽植民地をはじめ、フランス領印度支那の各地、その他中国の各港においてメキシコドルと並んで法貨とされ、カリフォルニア造幣局はたちまち需要に十分応ずるだけの速かな供給を行ひえないほどであった。この貿易ドルの鑄造は鑄造開始(一八七三年四月一日)後六年間に約三千六百万ドルに上る。(Chalmers, *op. cit.*, p. 376, Andrew, *op. cit.*, p. 330.) 一八七七年一月、中国の指導的銀行業者達が、アメリカ貿易ドルは流通良好にして、究極において、それは中国全般に流通するにいたるだろうとのべていることはこの貿易ドルの位置を示すものといえよう。(H. R. Linderman, *Money and Legal Tender*, 1878, pp. 57-58.)

このように、アメリカ貿易ドルは東亜におけるメキシコドルの流通領域に急速に侵入し、激しい競争者としてメキシコドルに脅威を与えたのである。¹⁰⁾しかしこの貿易ドルはつぎにのべるような事情のために、その鑄造を停止さ

れ、流通場裡から退くことになる。

すなわち、すでに一八七三年を転期として銀価は下落傾向を一層強化されるのであるが、このことは一八七七年にいたって、貿易ドルがその実質価値においてたんに金ドルに対して下落するのみならず、当時合衆国通貨の大部分を占めた紙幣に比べても下落を示すという状態を生ぜしめた。(J. L. Laughlin, *A New Exposition of Money, Credit and Prices*, 1931, p. 243.) したがって純銀三七八グレインの貿易ドルを鑄造し、(貿易ドルは自由鑄造) 一アメリカドルとして国内で用いても採算上有利となった。(一八七七年当時、金ではかつて、紙幣一ドルは九五セント、一方貿易ドルは九三セントの価値しかなかった) その結果従来たんに東洋市場への輸出に供された貿易ドルは本国市場において多数の流通をみるにいたった。貿易ドルは他の補助銀貨とともに一八七三年二月一二日の法律において五ドルを限度として法貨たることを認められていた。このことは一八七六年七月二二日の法律により訂正され、貿易ドルは法貨たる性質を失うのであるが、貿易ドルの国内使用を禁止しえず、国内において貿易ドルはその表記価格(つまり額面どおり一ドル)によつて授受されたのである。このような貿易ドルの濫用の増大を懸念して、一八七七年一〇月一五日当局は、明らかに輸出用に供するための小額の貿易ドルの鑄造を除いて、原則として貿易ドルの鑄造を停止することとなった。しかし国内に残留していた貿易ドルは引続き流通し、ことに一八七八年二月のブランド・アリソン法(Brand-Alison Act)によつて、アメリカが再び復本位制に逆戻りし、旧銀ドルの鑄造が再開され、額面一ドル以上のものは無制限法貨となり、金貨一ドルと同価にて受払されることになったので、同じ造幣局から発行され、実質価値において旧銀ドルよりすぐれている(純量において六・七五グレイン重い)貿易ドルがそれよりも低価格である筈はなく、その結果貿易ドルは引つづいて幣制混乱の源泉であった。一八八七年三月三日議会は向う六カ月をもつて

貿易ドルを回収し、標準銀貨に改鑄することを決定するにいたつた。貿易ドルの鑄造総額三千六百万個のうち、この法律の規定により引上げられたものは約七六八万個(ドル)であり、その多くは法律の通過後再輸入されたものであった。残りの大部分は東亞市場に残留したが、磨損・銹漬されて衰微に向い、かくしてアメリカ貿易ドルは東亞の通貨戦線からその姿を没することとなった。(Andrew, *op. cit.*, pp. 330-331; A. Nussbaum, *A History of the Dollar*, 1957, pp. 133-135.)

(7) この理由については Andrew, *op. cit.*, p. 327. を参照された。

(8) なお、カナダにおいてスマインドルが法貨たる性質を失うのは一八五三年である。(Chalmers, *op. cit.*, pp. 187-188.)

(9) 世界主要銀産国における産出高の推移(単位・キログラム)

期 間	アメリカ	メキシコ	ペルー、ボリビア、チリ	ドイツ
一八五六一六〇年	六、二〇〇	四四七、八〇〇	一九〇、四〇〇	六一、五一〇
一八六一一六五年	一七四、〇〇〇	四七三、〇〇〇	一九一、一〇〇	六八、三二〇
一八六六一七〇年	三〇一、〇〇〇	五二〇、九〇〇	二二九、八〇〇	八九、一二五
一八七一七五年	五六四、八〇〇	六〇一、八〇〇	三七四、七〇〇	一四三、〇八〇

(K. Helfferich, *Das Geld*, 1923, S. 103.)

(10) しかし他面においてアメリカ貿易ドルはその重量がメキシコドルより重かつたため、市場に現われるにしたがつて溶解されるものも多かつたといわれている。(E. Kann, *op. cit.*, p. 300. 邦訳二四四ページ)

(11) なお貿易ドルについて、くわしくは Garnett, "History of the Trade Dollar", *American Economic Review*, VII, (1917) をみよ。

アメリカとならんで、メキシコドルをめぐる通貨戦に参加するのは日本である。

東亞におけるメキシコドルをめぐる角逐とその本質

第八十三卷

二七

第一号

二七

周知のように、日本は一八七一年六月二七日（明治四年五月一〇日）の新貨条令によつて金本位制を採用するのであるが、しかし、この新貨条令は一方では、当時開港場における支配的貿易通貨であつたメキシコドルの流通にかんがみ、貿易の便宜のため、市場で流通している平均メキシコドル同位同量（実は香港ドル同位同量）の一円銀貨を鑄造し、開港場においてこれを無制限法貨とし、かつその自由鑄造を認めた。¹²⁾ わが国がこのような変則的な幣制を制定するにいたつたのは、開港場における国際通貨＝貿易通貨たるメキシコドルの支配的流通に規定されたものであつたが、同時に政府はこのほゞメキシコドル同位同量の一円銀貨をもつて開港場におけるメキシコドルの地位にかえ、かつこの円銀を東亜の市場に流通せしめ、洋銀相場変動からくる不利益を除去するとともに、わが貨幣権力を拡大することを意図していた。この一円銀は間もなく、わが国の開港場はもとより東亜の各地で流通し、ことにシンガポールと広東では、メキシコドル、アメリカ貿易ドルと共に法貨たる資格を獲得したのである。（法規分類大全第一編、政体門、制度雜款三、明治二十三年、二〇九ページ。Chalmers, *op. cit.*, p. 387.）

しかしこの円銀はメキシコドル同位同量にもかかわらず、東亜の市場において、とくに中国人によつて、平価で受取られず、つねに〇・五乃至一・五パーセントの割引を余儀なくされた。（法規分類大全、前掲書二〇八ページ。Japan Gazette, *The Currency of Japan, Yokohama, 1882, p. 295.*）かくて政府は同位通用促進のため英系オリエンタルバンクに援助を求め（一八七三年六月）、また銀貨裏面に洋字にて、重量、品位を刻印し（一八七四年三月）、鑄造手数料を従来の一パーセントから一・五パーセントに引下げる（一八七四年九月、実施は一月二六日）など種々努力するのであるが、遂に一八七五年（明治八年）二月一八日アメリカ貿易ドル同位同量の新貿易銀の鑄造を布告するにいたつた。¹³⁾

（法規分類大全、前掲書二〇八―二二二ページ、三〇五ページ）

このよう数量目の増加は、その主旨全く「我貿易銀ニ一層ノ勢力ヲ与ヘ從來洋銀（メキシコドル）小野」ノ専有セ
ル地位ヲ変転シテ我貿易銀ノ有トナシ東洋地方到処該銀貨ヲ以テ各地ノ為換ヲ取組ミ百貨ノ価額ヲ擬定セシムル」
（同上、二一八ページ、なお二〇四ページ参照）の目的をもつものであった。さらに政府は一八七五年四月の布告によ
り、鑄造費は従来通り（一・五パーセント）としたが、銀地金輪納最低量を従来ノ二千オンスから千オンスに引下げ、
鑄造期間三〇日から二〇日に短縮するなど貿易銀鑄造要求の増加ニ流通高の増大をはかるための処置をとつたので
ある。（同上、三〇八—三一一ページ）更に、一八七八年（明治二年）五月には、貿易銀が開港場にかぎらず、一般に
通用することを認め（これによってわが国は法制上複本位制となる。ただし實際は銀基礎の不換紙幣制）、鑄造費を一パーセ
ントに引下げ、銀地金輪納最低量を五百オンスに、鑄造期間を一日に短縮し、また再鑄手数料を従来ノ千分の十
から五に引下げるなど一連の流通強化策をとるのである。（同上、四四八ページ）

しかしこの貿易銀の量目増加によつては、所期の目的を達成することはできなかった。というのは、新貿易銀は
メキシコドルの平均に比べて四グレイン（標準メキシコドルより四分の三グレイン重）増量されているにもかかわらず、
市場においてメキシコドルと同価にしか取引されず、これを貨幣として用いるよりも地銀として用いる方が有利で
あり、したがつて輸出された貿易銀は各地で溶解されたからである。（同上、二一八ページ）また、したがつて、外
国地銀を鑄造のため日本の造幣局に輸送することなど行われる筈もなかったからである。増量貿易銀の鑄造額は一
八七五年四月の鑄造開始から一八七八年八月までの間に僅か三百五万円余にとどまる。（同上、二一九ページ）その
結果、政府は同年一月貿易銀の鑄造をやめ、旧一円銀を再び鑄造することになった。¹⁴⁾一円銀は発行、流通後す
でに相当の年月を経過し、各地で信用を得ており、また法貨としての公認を受けていたところもあつたので、逆にこ

の一円銀の方が有利であつた。(同上、二一八ページ) 政府は新貿易銀の発行停止後、一円銀の流通増進をはかるため、一八七九年(明治二年)九月一円銀と洋銀との平価通用を布告し、かつ香港上海銀行、東洋銀行(オリエンタルバンク)にそれぞれ円銀三〇万ドルづつを三カ年間に、無利子、無抵当で預けることを条件として、両銀行より平価受払の取扱いをうけることを約した。(同上、二三〇—二二二ページ) もちろん、これらの対策にも拘らず、現実には、市場のすべてにおいては(とくに中国市場において)、円銀はメキシコドルと平価通用を維持することはできなかつた。(Currency of Japan, p. 297. なお p. 320.) しかし一円銀の発行は以後一八九七年(明治三〇年)の金本位制の成立にいたるまで継続され、東亞各地に進出し、メキシコドルの流通領域を蚕食したのである。銀価の下落と円銀の信用増大に比例して、一円銀貨の鑄造依頼も増大し、また一八八五—一八八六年の兌換制度と結合せる銀本位制の成立、一円銀の鑄造技術の進歩、意匠の優秀性かつ贋造の少ないことなどの事情も大いにこれを助長した。円銀は中国、朝鮮、印度支那、シャム(タイ)の大部分の開港場において、広く自由に流通したが、ことに海峽植民地、マレー半島諸州においては、漸次流通貨幣の中でもっとも多く使用され、全くメキシコドルと平価で流通したのである。(Andrew, *op. cit.*, p. 346. 明治三〇年幣制改革始末概要、明治前期財政経済史料集成一一卷、五一—五二二ページ) 円銀の鑄造開始以来明治三〇年一月末までの鑄造総額は約一億六千二百万円、うち輸出されたものは一億一千二百万円、約七割に達する。(明治財政史一一卷、七八六ページ)

(例) 一円銀は原則として開港場での受払に限定されたが、一方「されとも私の取引に付相對の示談を以て受取渡したす分は何れの地にても勝手次第たるべし」と規定され、開港場外への流通の可能性を含蓄するものであり、かくて新貨条令は事実上金銀復本位制の性格をおびるものであつた。(法規分類大全、前掲書一三九ページ)

(13) これが一円銀のメキシコドルとの平価不適用のみならず、アメリカ貿易ドルの鑄造・流通によって促進されたことは一八七四年（明治七年）四月二三日の大蔵省伺にも明かである。（同上、二二二ページ）なおこの点について岡田俊平教授はそれが「アメリカにおいて、品位九百位、四二十グレーンの貿易銀貨を鑄造する計画のあることを伝えられた結果」（同氏、明治前期の正貨政策、六八ページ）であるとされているが、アメリカ貿易ドルの鑄造は一八七三年四月にはじまっており、したがって計画のあることを伝えられたためでなく、アメリカ貿易ドルの実地的な鑄造・流通の結果なのである。

(14) アメリカ貿易ドルが一八七七年（明治一〇年）一〇月にその鑄造を原則的に中止するにいたったことも、一円銀復活の大きな原因をなすものであったことはいうまでもない。アメリカ貿易ドル同量同位銀貨鑄造の試みはこのあとさらにフランスにやって一八八五年以後一〇年間、仏印において実行される。（後述）

(15) 明治三〇年五月二日シンガポール藤田領事の報告によると、円銀の流通は以上の他ビルマをはじめ、ボルネオ、スマトラなどのマレー諸島にも流入していたことが示されている。（明治前期財政経済史料集成二二巻、五一二ページ）

イギリス、アメリカの相つぐ退場ののち、日本とならんでこの通貨戦線に登場するのはフランスである。

一八六二年フランスは交趾支那の領有（最初は東部三州のみ）以来イギリス同様、先づ強制的に白銀フラン銀貨を導入通用せしめ、これによって交趾支那におけるメキシコドルを排除し、本国と同一の幣制の下に置かんことを意図した。翌年にはフランスの鑄貨をもって法貨とし、政府の諸支払にこれを用い流通強化策をとるのであるが、フランス銀貨は広く流通するにいたらなかった。数年後銀価が下落を来たすや、フランス銀貨は、複本位制によって、それがより高い名目価値をもつフランスに逆流することとなった。加うるに交趾支那をはじめのちにフランス領となった安南、トンキン地方の貿易は大部分、中国、シンガポール、香港との間に行われ、しかも決済通貨はメキシコドルをもって行われていたからフランスの貨幣は流通しえなかった。かくしてフランスもまた一八八五年九月、

メキシコドル、アメリカ貿易ドルに代位せしめるため、アメリカ貿易ドル同位同量の貿易ピアストル (Plastre de Commerce = French Trade Dollar or Saigon Dollar) を鑄造することになった。その後この貿易ピアストルは十年間に約千三百万個の鑄造をみたが、アメリカ貿易ドルや日本貿易銀と同じく大多数は中国人のため蓄蔵或いは熔解され、市場に流通するものはほとんどなかった。かくてフランスは一八七五年七月貿易ピアストルの量目を減じ、ほぼ円銀同量ならしめるにいたった。(正確には重量四一六グレイン²/₃、品位九〇〇、純量三七五グレイン) このピアストルはすぐのちにふれるイギリスドルと同じく盛んに流通し、メキシコドルの競争者たる地位を獲得するにいたった。一八九五年新貿易ピアストルの発行以来一九〇三年一月二月までに鑄造された総額は五千五百万個に達する。(Andrew, *op. cit.*, pp. 342-344.)

ところで、この新ピアストルの鑄造を促進したイギリスドルの鑄造についてふれておかねばなるまい。一八九五年はこれら二つの貿易ドルが相ついで登場し、円銀とならんで、メキシコドルをめぐる通貨闘争の最終的段階に突入する劃期点をなすものである。

一八九三年の下半年以後とくに一八九四年にいたって、当時海峽植民地およびその付近の商業の発展は急テンポに進み、流通貨幣の不足が甚しくなり、銀ドルの打歩が大きくなった。(当時海峽植民地の市場は全く円銀とメキシコドルによって支配されていた) ところが当時すでにメキシコドルの輸出が減少しつつあったのと、日本に円銀の鑄造を依頼しても、一、二百万円の鑄造の数カ月を要し、急激な需要に応ずることができないといった事情から、銀行は非常な困難に陥った。ところが幸にして、インド造幣局は一八九三年のルビー自由鑄造停止によって遊休状態にあった。そこでイギリスドルの鑄造をこれに依頼することを決め、インド商業銀行、オランダ貿易商会、チャータード

銀行、香港上海銀行などは協同して運動した結果、イギリス政府は一八九五年二月布告によってボンベイおよびカ
ルカタ造幣局をして、民間の要求に応じ、一パーセントの鑄造手数料によって、イギリスドル (British Dollar or
Bombay and Calcutta Dollar) を鑄造することを許可した。(前掲史料集成一巻、五一―一―シ) この新しいドルは香港
ドル或いは円銀と同位同量であった。そして東洋の二大外匯銀行(香港上海銀行およびチャータード銀行)は最低、年
間五百万ドルの鑄造を依頼することを保証したのである。このイギリスドルはたんに香港、海峽植民地のみならず、
イギリスの広大な貿易關係に役立つためにイギリス領以外の諸地域においても盛んに流通することが期待された。

(Andrew, *op. cit.*, p. 339.)

けれども、イギリスドルは直ちに海峽植民地における円銀の支配的地位(當時通貨の九〇パーセント以上を占める)に
とって代わることはできなかった。

その原因は当時の日清戦争(一八九四―五)に際しわが国が欧米に対して支払うべき兵器、彈藥、船舶等の代価は
欧米がシンガポールに支払うべき代価の支払にあてられることとなり、シンガポールで決済されたため、わが国か
ら一円銀が輸出されたこと、第二に円銀がさきにふれたように鑄造少なく、意匠が美しかったので銀貨輸入の際銀
行がづとめて円銀を採ったこと、第三に、シンガポールでは円銀とメキシコドルとは同価であるが、他の東洋諸港
では一円銀が多少の割引をまぬがれなかったもので、シンガポールにおいてメキシコドルを収集し、その他の諸港に
おいて円銀と交換すると利益を得ることができるので勢いシンガポールには円銀が流入し、メキシコドルが駆逐さ
れるという傾向があつたことなどの理由によつてゐる。その結果、イギリスドルは円銀に対抗しえず、常に銀行紙
幣の準備金として蓄藏され、シンガポール金融市場は円銀の独占にゆだねられた。イギリスドルが円銀に代ること

ができたのは、漸く一八九七年日本の金本位制採用決定により円銀が市場から引上げられるにいたったのちのことである。(前掲藤田領事報告、史料集成一巻五一二ページ)

以後イギリスドルは東亜市場に急速に進出し、その鑄造の精確さと磨損がないことよってメキシコドルの最大の強敵となった。このことは一八九五年から一九〇三年にいたる十年間の鑄造額が約一億五千万ドルに上ることによつても了解しうるであらう。(Andrew, *op. cit.*, p. 340.)

メキシコドルをめぐる通貨戦はもとより、これだけに留るものではない。

たとえばドイツにおいても、一八七七年に、さきの金本位制実施にともなう過剰銀を処分するため、東洋における使用に供すべきアメリカ貿易ドルと同じ貿易ドルの鑄造が提案されたほどであり(Andrew, *op. cit.*, p. 329.)、また中国(当時清國)においても、一八八七年広東總督張之洞の請願により一八八九年、広東造幣局はほぼメキシコドル同位同量の新鑄貨(龍洋)の鑄造を開始する¹⁵⁾。この目的は海外よりのメキシコドルの輸入を阻止し、かつすでに国内に流通せるメキシコドルを駆逐することにあつた。以後多くの省造幣廠が同種鑄貨の鑄造を開始するのであるが、これらは何ら政府の制肘をうけず、銀貨の割一性の欠除とそれにもとづく混乱を来した。更に間もなく貶貨が行われ、流通を逆にさまたげられることとなつた。かくてそれはメキシコドルの流通を排除するだけの力を国内的にももちえなかつたのである。(Kann, *op. cit.*, pp. 315-316. 邦訳二七一―二七二ページ)

(15) 中国におけるメキシコドル模造銀貨の鑄造の試みはすでに道光・咸豊年間にみられるが、いづれも失敗に終つた。これについては加藤繁「道光、咸豊中支那にて鑄造せられたる洋式銀貨について」(東方学報第二册・昭和六年)、百瀬弘「清代における西班牙弗の流通(下)」(社会経済史学六巻四号)参照。

メキシコドル系銀貨の鑄造は、その後二〇世紀に入つて、一九〇三年フィリッピンにおけるメキシコドル同位重量（―香港ドル同位重量）のフィリッピンペソ（Philippine Peso）の鑄造、同じく同年海峽植民地における海峽植民地ドル（Straits Settlement Dollar）にみられる。しかしこれら二つのものは同じくメキシコドル、その他銀ドルの排除を目的とするものであるが、それはむしろ金為替本位制へ移行（本位としての銀の否定）の企図のもとに、その前提条件の構築―幣制の整備を目的として、鑄造されたものであつて、さきのにべたつまり本稿の対象たる銀貨戦への参加とは性質を異にするものである。それはむしろ銀貨戦の終焉そのものを意味するものだからである。これに反してさきの銀貨戦は駆逐・排除といつても、それは自己の銀貨をもつてメキシコドルにとつてかわらしめよう、それによつてメキシコドルと同じ利益に均霑しようという意味におけるそれであつて、それは銀貨圏における支配的銀貨をめぐる闘争たる性格をもつにすぎず、本位としての銀の否定―メキシコドルの否定・決定的排除といふことはこの場合問題外のことであつた。むしろメキシコドルの支配的流通―銀貨圏の存在こそ、この銀貨戦の前提であつたからである。だから排除・駆逐という言葉の同一性によつて二つの、つまりフィリッピンペソと海峽植民地ドルの鑄造をも、銀貨戦上に位置するものと考えすることはできない。これはむしろメキシコドルの終焉・銀貨戦の終焉を問題とする場合にとり上げるべき事柄であると思う。（なおこの点のちにもう一度ふれる）

(例) だから各地でメキシコドル系銀貨が鑄造されても、そのことによつてメキシコドルの流通は決して否定―排除されることなく、標準貨幣たる性格を保持し、自由に流出入したのである。またそのことはそもそもメキシコドルの主要供給者・保持者そのものが欧米資本そのものであつたことにもとづいてゐる。（後述参照）

以上わたくしは一八七〇年代より本格化するメキシコドルをめぐる東亜の通貨戦の内容をその前史を含めて、簡

単にのべた。

ところで以上の叙述にみられるように、各国がともにメキシコドルを原型とする自国銀貨を導入することによって、結果的にはすべてメキシコドルの支配的位置を根底からおびやかすものではなかったが、メキシコドルの支配に代位し、東亞における経済的勢力を拡大することにつとめたこの通貨戦の本質はなにか。つまりこの通貨戦は国際通貨体制における東亞の位置の検出にいかなる関連性をもっているのであろうか。つぎにこのことを問題としよう。

一、通貨闘争の本質

この各国によるメキシコドルを原型とする自国製銀貨の導入という形態をもつて行われた通貨闘争と金との関連について、私のしるかぎり最初の評価を与えられたものは鬼頭教授であろう。したがってまづ鬼頭説の内容を示し、つぎにその検討を通して私自身の考へ方を示したいと思う。

鬼頭教授の考え方はこうである。つまり、各国がメキシコドルを原型とする自国製の銀貨を導入して東亞における自己の経済勢力の拡大につとめたのは、東亞が全体として銀の流通界を形づくっており、またこの銀の流通の改変を必然ならしめるほどの要因が内在していなかったからである。それなればこそ各国は銀通貨戦に意をそそいたのであり、また「その場合の目標は銀流通界の支配に終始し、直接金流通界との関連においてそれが企図されたのではなかった」とされている。(鬼頭前掲論文)

たしかに、事態の表象に関するかぎり、通貨闘争は少くとも一九世紀の木葉にいたるまで銀流通界の支配に終始し、直接金流通界との関連がないようにみえる。しかしこのような評価はこの通貨戦のもった本質、その戦略的意

味を看過する危険をもっている。それは、そもそもメキシコドルをめぐる通貨闘争がなぜ銀下落傾向への転換点つまり一八七〇年代前後を期として進められたのであろうかという当然生ずべき疑問に対しても答えるものではない。メキシコドルをめぐる通貨闘争の本質はこの視点から再考されねばならない。

かつてメキシコドルを通ずるヨーロッパ勢力東漸の過程が東亜の市場より金を奪取し銀の流入を通じて、東亜の世界を銀貨国に転形せしめる過程を促進した点において、またヨーロッパの金銀比価の安定に大なる役割を果した点からも、金との密接な関連の上に立つものであったが、この通貨戦もまたその意味では金との密接な関連の上になされたものであったといふことができる。もとよりこの場合の銀貨戦は少くとも一九世紀の末葉にいたるまで、金本位制との制度的な連繫を意図して行われたものではない。つまり東亜の幣制をのちにみるような金為替本位制という形において整理し、ヨーロッパの幣制との間に制度的な連繫を定立すべき意図をもって行われたのではない。それは鬼頭教授も指摘されるように、メキシコドル系銀貨の導入という型式をもって行われたことによつても知ることができるのである。しかし銀流通界の支配に終始したうにみえるこの闘争の背後には、常に金の問題が存在していた。一八七〇年代欧米諸国の金本位制への転化の開始とともに、この銀貨戦が開始されたということは、すでにこの問題に対する解答を暗示しているように思われる。以下このことについて、のべておきたい。

(1) この点については前掲拙稿第一節においてふれた。(経済論叢八一巻三号、五一六ページ)

イギリスがインドルピーの導入あるいは本国補助銀貨の導入失敗ののち、メキシコドルの同位同量の香港ドルの鑄造を企図するにいたつたことも決して金と無関係のことではなかつた。インドルピーにせよ、本国補助銀貨にせよ、さらに香港ドルにせよそれらはいずれも銀貨であつて、決して本位貨たる金貨ではなかつた。イギリスがこの

ように銀貨をもって銀流通界の支配を目指し、その闘争手段について変化がみられたとはいえ、これに終始したことは、決して本国の金本位制と無関係のことではなかったのである。イギリスはインドにおいて、一八〇六年に銀単本位制をもって幣制統一の方針となすことをきめ、一八三五年先にのべたように銀単本位制をもって幣制を統一するのであるが、そのご、たび重なるインドにおける金貨使用、金本位への移行の要請にもかかわらず、一八九三年の金為替本位制の移行開始にいたるまでインドの銀単本位制を維持した。このことは周知のごとく、イギリスがインドの金本位制採用による、金のインドへの吸収、それによる本岡金本位制の維持の困難を恐れたためであるといわれているが、東亜におけるイギリスの先記した貨幣戦術もまたこれと同じ性質をもつものといえよう。

香港ドル鑄造が東亜における銀貨戦における最適の用兵手段と考えられたことは過去における二つの失敗の体験より生み出されたものであったが、同時にそれはインドの場合と同様、本国金本位制の維持・東亜における銀流通界の維持掌握という伝統的な二面作戦にもとづくものであった。そしてまたこの方式の採用、つまり銀流通界の温存⇨銀需要市場の温存（それは同時に銀価下落の防衛を意味する）は、当時すでに銀下落とともに動搖状態におかれつつあった復本位制国の要求に合致し、わけても一八六五年成立したラテン貨幣同盟諸国の敵対心を鎮静するという効果をも合わせものであったといえる。イギリスが日本の明治初期の幣制改革に際して、メキシコドルに同位同量の幣制の採用を希望し、またそれに同意を示し、後に変更された金本位制の採用⇨新貨条令に反対の意を表したることもまたこの意味においてであった。（法規分類大全前掲書、一四四ページ所載英国代理公使書翰）もとより香港ドルはイギリスの予期に反して、メキシコドルに対し割引をもち、当初の計画は失敗に終ったけれども、イギリスが自己の役割を代って日本に代行させることを意圖したことは、香港造幣機械の日本への譲渡、オリエンタルバンク

支配人ロバートソンならびに造幣首長キンドル（前イギリス香港造幣局長）の香港ドル同位同量の円銀を標準とする銀単本位制の提案に明らかであろう。（同上八五ページ）

一八七三年におけるアメリカの貿易ドル铸造も亦決して金と無関係ではない。なぜならアメリカはすでに指摘したようにこの年跛行本位制に転換し、銀貨の自由铸造を禁止した。貿易ドル铸造は、この場合すでにのべたように、このことによって生ずる、銀需要の低下、銀価下落よりする銀鉱所有者への圧迫を軽減し、同時に東亜の流通界を支配せんとする意図をもあわせものであった。東亜の市場が銀に對する高い需要をもち、またメキシコドルが打歩をもつ状態の継続下において、それと同じあるいはそれ以上の利益に均霑することをアメリカが希望したことは当然であつたといえる。（このことは先記香港ドルの場合も同様であるが）そしてこの貿易ドルがブランド・アリソン法の通過（一八七八・二月）アメリカの復本位制への復帰以後衰退するということもまた以上の所論を裏づけるものであろう。

フランスの場合事情はやや迂回的な経路をたどるがやはり同じことに帰着する。一八七六年フランスは五フラン銀貨の自由铸造を停止し、ここに跛行本位制に転ずる。しかし当時仏印では五フラン銀貨の流入助長策が継続されつつあり、ただちにメキシコドル系銀貨の铸造は考慮されなかつた。それが考慮されるにいたるのは、銀価下落の強化、本国五フラン銀貨の自由铸造停止による五フラン銀貨価値の騰貴により本国への五フラン銀貨の流出に、加うるに当時仏印におけるメキシコドル減少による打歩の増大激化を契機として、この危機の打開策を考究すべく、一八七八年六月印度支那幣制委員会が組織され、それがドル銀の铸造を提案したことにもついでいる。しかしそれは亦ちようどその年の二月アメリカにおける先記ブランド・アリソン法の成立による復本位制への復帰が、五フ

ラン銀貨の場合と同じくアメリカ貿易ドルの本国への復帰つまり、仏印における法貨の一つであるアメリカ貿易ドルの退場を予想せしめたからでもあっただろう。しかしそれにもかかわらずこの鑄造の実行が一八八五年まで延期されたのは、当時すでに喻型化しつつあったとはいえ、なお存続したラテン貨幣同盟の一員であったフランスの立場を反映するものであろう。

ドイツにおいて結局は実施されなかったが、一八七七年さきの金本位実施に伴う過剰銀の処分のため極東向けの貿易ドルの鑄造提案が行われたことも同じ意味をもつものといえよう。一八九五年におけるイギリスドル鑄造も例外ではない。それは明らかにインドにおける金為替本位制の採用、ルビー銀貨の自由鑄造停止と密接な関連を有するものといわざるをえない。それは金為替本位制の採用によって一端休止せる造幣局の活用、過剰銀の有効なる使用、海峽植民地においてメキシコドルと平価流通せる円銀の排除を企図し、且海峽植民地におけるメキシコドル払底の期に乗ずる巧妙な戦術であったからである。それはインドにおける銀需要の減退、銀価下落加速化の影響をできるだけ小さくし、かつ、当時なお復本位制を維持せるアメリカに対する慰撫をあたえるものであった。

かくして以上のことからつぎのような結論が導かれるであろう。

すなわち、一八六六年の香港ドル鑄造に端を発し、一八七〇年代以降本格的段階に入った、メキシコドルを原型とする自国鑄貨の導入という型をとって行われた銀貨戦は、銀貨下落に伴う各国の金本位制への移行と密接に関連し、直結し、鬼頭教授のいわれるごとく、決して金流通界と無関係に行われたものではないということである。

それは主導的な欧米先進国が自己の金本位制を維持し、またそれへの移行によって生ずる過剰銀のもつとも効果的な使用（それは地金或いはその他の鑄貨に対し遙かに高い打歩をもつ国際的通貨メキシコドルと同じ利益に均霑し、かつ銀流

邊界の一定の確保という形をとる)を通じて、金本位制への移行そのものを可及的に経済的ならしめんとするものであった。つまり金本位制への移行によつて本来加速化されるべき銀価下落を防衛し、金本位制への移行によつて生ずる失費を出来るだけ軽減する措置であつたのである。それが銀流通界の支配に終始したようにみえる事態のメタルの裏面をなすものである。

メキシコドルの流入、それによるヨーロッパへの金の吸収と、東亜諸国の銀貨国への編成替、ということとは欧米勢力の東漸とともに、その主導の下にもたらされたものであつたが、メキシコドルをめぐる銀貨戦そのものも亦そのような欧米勢力の主導の下にそれ自体の利害を根拠として行われたものであつたわけである。

もとよりこのことは東亜自体の経済段階が、銀をうけいれ、メキシコドルの流通を愛好する基礎をもつていたことにも起因するものではあるが、(前掲拙稿) また一面においてこのようなメキシコドルの支配的流通そのものが東亜における幣制の独立化の阻止的要因として働き、上述したような銀貨戦の展開を許容せしめたことも指摘されねばならないだろう。

たとえば、わが国が先きにのべた明治四年の幣制改革(新貨条令において法制上金本位制をとりつつ一方メキシコドル同位同量(—香港ドル同位同量)の一円銀の自由鑄造・流通を開港場において許容し、且メキシコドルの通用を許容せざるをえなかつたのも、また明治一九年のこの一円銀を本位貨とする銀兌換本位制の確立以後においても洋銀(メキシコドル)の通用さらに外国銀行券(外銀発行の洋銀券)の発行を阻止しえなかつたのも、国際通貨たるメキシコドルの支配的流通、その背後にある開港場における洋銀勢力つまりはこの東亜における貨幣的権力の保持者たる欧米勢力の利益に抵触することを恐れたためであつたのである。欧米諸国が当時わが国の金本位制に反対し、

洋銀同位一元銀の鑄造、それによる本位制の成立に贅意を表したのも、金本位制の成立が銀流通界の縮少^ハ洋銀勢力圏の縮少を意味するからであり、逆の場合それは洋銀勢力圏の温存、銀流通界の保持が見込まれたからであった。それ故にこそ彼等はわが国円銀の進出に対し、敢えてそれを防止する必要を認めなかつたのである。

たとえメキシコドル同位同量にせよ、それにもとづく幣制の整備が行われ、もし貨幣的自主権が確固たる形において存在していたならば、外国鑄貨の流通なる事態は当然排除され、したがって外国鑄貨（メキシコドル）それ自体はただその地金価値においてのみ、否路解費用を差引いた価値においてしか評価されなかつたであろう。このことは当然メキシコドルを媒介とせずして、直接相互間の為替取引による決済機構を發展せしめたにちがいない。そしてもし東亞の諸国がそれぞれそのような形におけるつまり自国貨を中心とする、銀貨本位制をもつたとすれば、それは当然メキシコドルの流通範囲を狭めることとなり、したがってメキシコドルをめぐる通貨戦なるものもまた存在の余地をもたなかつたにちがいない。

また中国において、メキシコドル模造の銀貨の鑄造が古くから試みられつつも、それによる統一が成功をみなかつたのも、ひとつには中国のもつ分権的封建制が全国的な幣制統一を阻止したことによるが、またひとつにはメキシコドルそのものの国内流通への侵透ならびに、その優越性^ハがその排除を困難にし、また南京条約（一八四二・八・二〇調印）および五港通商章程（一八四三・七・二二）によって正式に對外支払に認められたメキシコドルそのものを処理することができなかつたためであった。しかも中国の全国的統一を目指す太平天国の闘争そのものも、これら欧米勢力によって挫折せしめられたのである。東亞におけるその他の植民地についてはもはや贅言を要しないであろう。

以上の考察はメキシコドルをめぐる通貨闘争が東亜の世界に対して与えた影響という問題の解決に対して一つの手がかりを与えるものであらう。以下この点について簡単にふれておこう。

それはすでにのべたように銀流通界メキシコドル系銀貨流通界の保持によって、欧米の金本位の維持あるいは金本位制への移行を円滑ならしめる反面、東亜それ自体を銀貨国の位置に残留せしめ、しかもその貨幣的独立制の主権確立を阻止するものであった。またこのようなメキシコドル系銀貨が単に各地の開港のみならず、日本を除く東亞諸地域の国内流通に侵透せるものであった点において、各地における貨幣体系を一層複雑にする要因をもつものであった。かかる貨幣構成の複雑化は当然その複雑化を利用する前期的貨幣取扱資本、商業資本の跳梁と強固な發展、ならびに投機的活動をささえるものであったにちがいない。かくしてこのことは、東亜それ自体の資本主義化に近代化に対する阻止的要因を形成するものであったといえる。そしてまた國際的取引はこの現銀決済通貨の使用・媒介によって行われ、東亞諸国自らが直接に外国と為替関係をとり結ぶことが不可能とされたのである。

(田口卯吉、洋銀排除論、全葉三卷一〇四—一〇五ページ)たとえこのような信用制度の未發展が貨幣制度の未確立にもとづくものであるとしても。

しかしこれらのことはメキシコドル系銀貨の鑄造・導入が一面において、各地の幣制の統一に対する刺戟的役割をもつものであったことを否定するものでもない。直接これらの銀貨が導入された各植民地はもちろんのこと、失敗に終わった一八九〇年代中国におけるメキシコドルを原型とする龍洋の鑄造も、前記の理由のほかに支配的國際通貨たるメキシコドルと同位同量の幣制をつくることによって、はじめて相場変動の負担をまぬがれることができるという認識を生み出したことにもとづくものであっただろう。

そしてまたこのメキシコドル系銀貨の導入という形式による統一化への動きが後にこれらの諸地域を金為替本位制に交替する場合の基盤を結果的には与えることとなったのである。²⁾

以上私は鬼頭説の検討から出発して、この通貨戦のもつ本質と意義について若干の考察を行ってきた。

メキシコドルをめぐる通貨戦は、しかし、一八九〇年代以降の銀貨下落の加速化によって、やがて一八九七年の日本の金本位制樹立を契機としてその終焉を与えられ、東亜の世界は金為替本位制によって、欧米諸国との新たな関係の定立を強制されることとなるのである。この点については稿を改めて論ずることとしたい。

(2) もちろんすでにふれたようにフィリップペンソ、海峽植民地ドルの場合のようにメキシコドル系銀貨の導入が金為替本位制の導入を最初から予定しその前提として行われた場合も存在する。鬼頭教授、或いはアンドリューはこの二つの場合もメキシコドル系銀貨の導入による通貨戦の一つの例とされているが、これは先記のように別個の取扱いをすべきものと思う。なぜなら既述のように、従来のもは金為替本位制への企図が先行して導入が行われたものでなく、銀流通界の支配・濫存に終始するものであったが、この場合にはそれと異なるからである。それはむしろこの通貨戦の終焉のための手段であって新たな銀貨戦の開始を意味するものでは決してない。このことはこれら二つのメキシコドル系銀貨の鑄造による幣制改革に際し、メキシコドルその他の輸入が禁止され、かつ自由鑄造制が停止されたことによっても知ることができるのである。それは本位としての銀貨の否定、メキシコドルの決定的排除を意味する。

後記 本稿でふれた鬼頭教授の遺稿は私が文獻渉獵の過程において、たまたま同教授が発表の予告を行われているのを発見し、その後鬼頭夫人の御好意によって拝覧することができたものである。この機会に厚く御礼申し上げたい。この遺稿そのものはいづれ別の機会に紹介したいと思う。尚本稿の作成のための上野図書館、一橋大学図書館の検索に当って藤田忠雄、佐藤定幸両氏の御援助をうけた。記して感謝したい。尚本研究は昭和三十二年十月アジア政経学会における報告に加筆したものであり、同時に昭和三三年度ならびに三三年度文部省科学研究費(総合)による研究の一部である。(一九五八・七・一〇)